

議案第48号

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、一般社団法人愛西市観光協会を職員を派遣することができる団体とするため必要があるからである。

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正
する条例

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成１７年愛西市条例
第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第９号を第１０号とし、第２号から第８号までを１号ずつ
繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２） 一般社団法人愛西市観光協会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。